

令和4年3月23日

令和4年 第3回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

令和4年第3回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和4年3月23日（水曜日）午後2時00分～午後4時00分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第6・第7会議室

3. 出席委員 1番 真 如 昌 美（教育長）

2番 岩 田 圭 子

3番 藤 宮 志津子

4番 内 野 裕 子

5番 鈴 木 一 徳

4. 欠席委員 なし

5. 説明職員

学校教育部長 矢 吹 勇 一 社会教育部長 小 俣 学

学校教育部
参 事 兼 小 野 隆 一 教育総務課長 齋 藤 謙二郎

教育指導課長
建築課長兼
教育施設担当
副 参 事 中 橋 健 給 食 課 長 原 里 美

統括指導主事 富 田 和 己 社会教育課長 高 田 匡 章

中央図書館長 浴 靖 子 指 導 主 事 高 野 郁 子

指 導 主 事 橋 本 健

6. 書 記

庶務係長 一ツ木 正 美 主 事 浅 井 亮 介

○議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 教育長諸務報告
- 第 3 第 2 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 4 第 3 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 5 第 2 1 号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について
- 第 6 第 2 2 号議案 東大和市立学校学校医の解嘱について
- 第 7 第 2 3 号議案 東大和市立学校学校医の委嘱について
- 第 8 第 2 4 号議案 東大和市立学校学校歯科医の委嘱について
- 第 9 第 2 5 号議案 東大和市立学校学校薬剤師の委嘱について
- 第 1 0 第 2 6 号議案 組織改正に伴う関係教育委員会規則の整理等に関する規則
- 第 1 1 第 2 7 号議案 東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程
- 第 1 2 第 2 8 号議案 東大和市立学童保育所条例施行規則
- 第 1 3 第 2 9 号議案 東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則
- 第 1 4 第 3 0 号議案 東大和市立児童館条例施行規則
- 第 1 5 第 3 1 号議案 東大和市立児童館処務規程
- 第 1 6 第 3 2 号議案 令和 4 年度東大和市学校運営協議会委員の任命について
- 第 1 7 第 3 3 号議案 東大和市立学校産業医の委嘱について
- 第 1 8 第 3 4 号議案 東大和市就学支援委員会規程の一部を改正する規程
- 第 1 9 第 3 5 号議案 東大和市民会館条例施行規則
- 第 2 0 その他報告事項 (1) 東大和市立小学校通学路における防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の一部を改正する要綱(案)について
- (2) 子ども支援員派遣事業実施要項の一部を改正する要項(案)について
- (3) 第三次東大和市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱(案)について
- (4) 東大和市青少年問題協議会条例施行規則の一部改正

- (5) 東大和市放課後児童健全育成事業に係る届出に関する要綱（案）について
- (6) 東大和市民間学童保育所施設整備費補助金交付要綱（案）について
- (7) 東大和市青少年対策地区連絡協議会補助金交付要綱（案）について
- (8) 東大和市放課後子ども教室実施要綱（案）について
- (9) 東大和市放課後子ども教室謝金支払要領（案）について
- (10) 東大和市立小・中学校使用教科用図書採択要綱の一部を改正する要綱（案）について
- (11) 東大和市サポートルーム運営要項の一部を改正する要項（案）について
- (12) 東大和市さわやか教育相談室運営要項の一部を改正する要項（案）について
- (13) 東大和市公立学校支援ネットワーク会議設置要項の一部を改正する要項（案）について
- (14) スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項（案）について
- (15) 東大和市学校給食センター給食費に関する監査事務要綱の一部を改正する要綱
- (16) 東大和市学校給食センター給食費取扱い要綱の一部を改正する要綱（案）について
- (17) 東大和市立郷土博物館資料複写サービス要綱の一部を改正する要綱
- (18) 令和4年度東大和市外国人学校児童・生徒保護者負担軽減事業補助金交付要綱（案）について
- (19) 令和4年度東大和市スクール・サポート・スタッフ設置要綱（案）について
- (20) 令和5年度東京都立高等学校等入学選抜にかかわ

- る成績一覧表調査委員会設置要綱（案）について
- (21) 令和4年度東大和市中学校部活動指導員設置要綱（案）について
 - (22) 令和4年度放課後等学習支援事業（地域未来塾）実施要綱（案）について
 - (23) 令和4年度東大和市学校マネジメント強化事業実施要綱（案）について
 - (24) 令和4年度東大和市社会教育関係団体連合体補助金交付要綱（案）について
 - (25) 令和4年度東大和市民間学童保育所運営費補助金交付要綱（案）について
 - (26) 令和4年度東大和市ランドセル来館事業実施要綱（案）について

◎開会の辞

○真如教育長 それでは、令和4年第3回東大和市教育委員会定例会をただいまから開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○真如教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、岩田委員にお願いいたします。

○岩田委員 はい、分かりました。

◎日程第2 教育長諸務報告

○真如教育長 日程第2、教育長諸務報告を行います。

令和4年2月16日から令和4年3月18日までの教育長諸務報告であります。

2月16日、水曜日、令和3年度東大和市教育委員会主要施策会議に出席をいたしました。

2月17日、木曜日、副校長会に出席をいたしました。

午後から東京都市町村教育委員会連合会研修会を皆さまと一緒にオンラインの中で参加をいたしました。

2月18日、金曜日、教育委員会定例会に出席をいたしました。

2月22日、火曜日から3月14日月曜日まで、令和4年第1回市議会定例会に出席をいたしました。

2月22日、火曜日、教育委員初任者の研修閉講式に出席をいたしました。今お手元のところにお送りしましたが、右下のところに書いてあるのがおおよその内容でありました。人数制限のため、なかなか先生方とはお会いすることができなかったので、オンラインで開催されたんですけれども、結局一度も直接顔を合わせなかったという人もいらっしゃいました。そういうような状況の中で、初任者、昨年からずっと研修を頑張っていたんですけれども、お会いすることができなかったということで、何とか別の機会に話でもできればいいなというふうに思っているところであります。

3月11日、金曜日、都立東大和高校、それから都立東大和南高校へ訪問いたし

ました。市長と一緒に2人で校長先生にお会いして、3年ぶりに校長と面談できましたけれども、これからも一緒に協力しながら大和の教育について頑張っていきたいと思いますというような話をしてまいりました。

3月14日、月曜日、東大和市土地開発公社評議員会に出席をいたしました。

3月17日、木曜日、教育委員懇談会に出席をいたしました。

3月18日、金曜日、第40回東大和市新型コロナウイルス感染症対策本部会議に出席をいたしました。

以上でございます。

ただいまの報告について、何かご質疑がありましたら、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 なければ、先に進みたいと思います。

◎日程第3 第2号報告 事務の臨時代理の承認について

○真如教育長 日程第3、第2号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

報告の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○矢吹学校教育部長 ただいま議題となりました第2号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和4年度東大和市一般会計予算であります。令和4年度一般会計予算は、令和4年第1回市議会定例会に第1号議案として提出され、3月14日に原案どおり可決されておりますが、前回の教育委員会定例会開催時点では、市長との予算の最終調整が終了しておりませんでした。その結果、市議会に提出する前に教育委員会定例会に付すことができず、令和4年2月18日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、今回の教育委員会定例会にてご報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

内容につきましては、学校教育部関係は私から、社会教育部関係は社会教育部長からご説明申し上げます。

それでは、学校教育部に関係いたします令和4年度当初予算につきまして、新規事業等主な事業を中心にご説明を申し上げます。

まず歳入からご説明いたします。

資料の令和4年度東大和市一般会計予算書及び説明書をご覧ください。

3、4ページをお開きください。中ほどをご覧ください。

16款都支出金、2項都補助金、8目教育費都補助金、1節教育総務費補助金、スクールソーシャルワーカー活用事業補助金429万4,000円を計上しております。こちらは、不登校などの児童・生徒の問題に対応するスクールソーシャルワーカーについて、都補助金を活用して来年度より1名増員し2名体制とするものでございます。

続いて、歳出のほうをご説明いたします。

冊子になっているものをご覧ください。令和4年度（教育費抜粋）予算書です。今お配りします。続けます。

歳出予算について説明いたします。

334ページ、335ページをお開きください。

10款教育費の予算額は、全体額で28億8,944万5,000円です。前年度と比較して1億881万2,000円の増額であります。予算が増となった主な理由といたしましては、小学校体育館の天井照明の更新に係る経費及び市民体育館の屋上防水工事に係る経費を新規計上したことによるものであります。

続いて、344ページ、345ページをお開きください。中ほどをご覧ください。

事業番号8、教育指導管理事務費、1報酬、会計年度任用職員報酬2,466万1,000円を計上しています。このうち副校長補佐の配置に係る経費として848万9,000円が含まれております。学校における副校長の業務の多忙を解消するため、会計年度任用職員として副校長補佐を配置するものであります。今年度試行的に1校での配置を行っていましたが、来年度より3校での配置に拡充し、副校長の業務の改善を図ってまいります。

同じく事業番号8、教育指導管理事務費のうち、7報償費の黒丸の4つ目の子ども支援員謝礼960万4,000円を計上しております。子ども支援員は、特別支援教育において、授業を受ける児童・生徒の支援を行うために各学校に配置しております。来年度から配置する学校を4校増やし6校とするための費用を計上しております。

続いて、350ページ、351ページをお開きください。一番上をご覧ください。

事業番号13、教育センター運営費、1報酬、会計年度任用職員報酬3,119万

9,000円を計上しております。このうちスクールソーシャルワーカーの配置等に係る経費として859万1,000円が含まれております。いじめ、不登校など生活上の課題に対応するため、専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーについて、来年度より1名追加し2名体制とすることで、問題を抱える児童・生徒の支援を手厚くし、学習環境の改善を図るものであります。

続いて、354ページ、355ページをお開きください。一番上をご覧ください。

事業番号16、学校と地域の連携等推進事業費、1報酬、学校運営協議会委員報酬172万8,000円を計上しています。学校運営協議会は、学校と地域住民が一体となって学校運営に取り組むことを目的として設置されており、地域に開かれた特色ある学校づくりの推進を図るものであります。現在8校で設置しておりますが、来年度新たに4校で設置するための経費を計上するものであります。

続いて、358ページ、359ページをお開きください。中ほどをご覧ください。

事業番号2、小学校環境整備事業費、その下の14工事請負費をご覧ください。黒丸1つ目の小学校体育館天井照明改修工事費2,348万5,000円を計上しております。こちらは、小学校体育館の天井照明をLED照明に更新し、環境負荷の低減と経費の節減を図るため、これに係る改修工事費を計上しているものであります。さらに、その下の黒丸、第一小学校高圧受変電設備更新工事費3,470万円を計上しております。こちらは、第一小学校の老朽化した高圧受変電設備を更新するための工事費を計上しているものであります。

学校教育関係は以上でございます。

○真如教育長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 それでは、引き続きまして社会教育部の説明をさせていただきます。

内容につきましては、時間の都合もありますので、新たなものについてご説明させていただきます。

最初に歳入であります。

歳入の資料、教育費歳入抜粋の5ページをお開きいただきたいと思います。

17款財産収入、2項財産売払収入、2目物品売払収入、1節物品売払収入、説明欄になりますが、生涯学習課（社会教育課）の一番下、市製作物売払収入8万5,000円ではありますが、この後、歳出のところでご説明いたしますが、旧日立航空機株式会社変電所オリジナルグッズといたしまして、変電所をモチーフとした

クリアファイルの売上金を新規で計上したものであります。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、歳出の（教育費抜粋）予算書374ページをお開きいただきたいと思ひます。歳出374ページをお願いいたします。

10款教育費、4項社会教育費は6億5,257万7,000円で、昨年度に比べ996万1,000円の減額で、率にして1.5%の減であります。

その下、1目社会教育総務費は3億6,729万6,000円で、昨年度に比べ7,550万6,000円の減額で、率にして17.1%の減となっております。

続きまして、381ページをおめぐりいただきたいと思ひます。

右上、事業番号8、文化財保護・保存事業費は538万5,000円で、昨年度に比べ2,742万8,000円の減額で、率にして83.6%の減となっております。

10節需用費、④印刷製本費169万1,000円の中には、先ほど歳入のところでご説明をいたしました旧日立航空機株式会社変電所オリジナルグッズクリアファイルを作成するための経費17万1,000円がこの中に含まれております。

その下、18節負担金補助及び交付金の一番下、黒丸の一番下、指定文化財防犯設備整備費補助金20万円ではありますが、豊鹿嶋神社本殿で保存されております市の指定文化財である獅子頭と狛犬のために防犯カメラを増設し、火災などから守るための経費を補助するための経費でございます。

続きまして、公民館の予算の説明になりますが、384ページをお願いいたします。384ページの下の方、左下になります。

2目公民館費は6,843万1,000円で、昨年と比べ125万5,000円の増額で、率にして1.9%の増となっております。

385ページの下の方について、事業番号1、中央公民館事業費は4,057万5,000円で、昨年と比べ1,585万7,000円の増額で、率にして64.2%の増となっております。こちらの主な増の理由ではありますが、1枚おめぐりいただきまして、387ページ、10節需用費、④印刷製本費178万1,000円、こちらの中に公民館開館50周年を迎えて行いました事業などをまとめた記念誌の作成費90万3,000円が含まれておりますこと、またもう1枚おめぐりいただきまして、389ページの14節工事請負費、中央公民館ホールトイレ改修工事費1,550万8,000円を計上したことによるものであります。

続きまして、図書館の予算の説明であります。

394ページをお願いいたします。394ページの下のほうになります。

3目図書館費は1億6,000万5,000円で、昨年に比べ4,206万7,000円の増額で、率にして35.7%の増となっております。

395ページの下のほうにうつりまして、事業番号1、中央図書館管理費は1億2,440万2,000円で、昨年と比べまして4,545万7,000円の増額で、率にして57.6%となっております。主な増の理由であります、1枚おめくりいただきまして、397ページの12節、真ん中辺になりますが、委託料、桜が丘図書館及び清原図書館指定管理委託料5,592万8,000円を計上したことによるものであります。

続きまして、郷土博物館の予算になります。

1枚おめくりいただきまして、398ページをお開きいただきたいと思います。

4目郷土博物館費は5,684万5,000円で、昨年度に比べまして2,222万3,000円の増額で、率にして64.2%の増となっております。

399ページにうつりまして、事業番号1、郷土博物館管理費は4,906万3,000円で、昨年度と比べまして2,223万円の増額で、率にして82.8%の増となっております。主な増の理由でありますけれども、1枚おめくりいただきまして、401ページ、12節委託料、黒丸の一番下になりますけれども、郷土博物館空調設備更新工事実施設計委託料といたしまして1,651万8,000円を、その下、14節になりますが、工事請負費、郷土博物館中央監視盤更新工事費495万円を計上したことによるものであります。

続きまして、スポーツ関係の予算でございます。

1枚おめくりいただきまして、402ページをお開きください。一番上です。

10款教育費、5項保健体育費は6億601万9,000円で、昨年度に比べて9,876万8,000円の増額で、率にして19.5%の増となっております。

1枚おめくりいただきまして、404ページ、真ん中辺になりますけれども、2目体育施設費、405ページにうつりまして、事業番号1、体育施設運営費は1億8,517万3,000円で、昨年度に比べ7,987万2,000円の増額で、率にして75.9%の増となっております。主な増の理由といたしましては、下のほうになりますけれども、12節委託料で（仮称）東京街道運動広場管理棟新築工事実施設計委託料として429万円を、市民体育館空調熱源設備更新工事実施設計委託料としまして880万円を、そして1枚おめくりいただきまして、407ページ、14節工事請負費に市民体育館屋上防水及び外壁改修工事費として6,918万7,000円を計上したことによる

ものであります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。よろしいですか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第2号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、さよう決めます。

◎日程第4 第3号報告 事務の臨時代理の承認について

○真如教育長 日程第4、第3号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

報告の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○矢吹学校教育部長 ただいま議題となりました第3号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和3年度東大和市一般会計補正予算(第10号)であります。一般会計補正予算(第10号)は、令和4年第1回市議会定例会に第24号議案として提出され、2月24日に原案どおり可決されておりますが、前回の教育委員会定例会開催時点では、市長との予算の最終調整が終了しておりませんでした。その結果、市議会に提出する前に教育委員会定例会に付すことができず、令和4年2月18日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、今回の教育委員会定例会にてご報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

内容につきまして、学校教育部関係は私から、社会教育部関係は社会教育部長からご説明申し上げます。

それでは、令和3年度一般会計補正予算のうち学校教育に関する概要につきましてご説明申し上げます。

令和3年度東大和市一般会計補正予算(第10号)の資料の1、2ページをお開

きください。

まず歳入でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、7目教育費国庫補助金、2節小学校費補助金は265万円の増額、3節中学校費補助金は127万5,000円の増額であります、いずれも学校保健特別対策事業費補助金として主に新型コロナウイルス感染対策のための補助金の歳入を計上するものであります。

3、4ページをお開きください。

16款都支出金、2項都補助金、8目教育費都補助金、1節教育総務費補助金は104万5,000円の減額で、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会観戦事業の中止に伴い、関連する補助金を減額するものであります。

5、6ページをお開きください。

21款諸収入、5項雑入、1目雑入のうち、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会機運醸成事業助成金を200万円の減額とするものであります、先ほどと同様に大会観戦事業の中止に伴うものであります。

7、8ページをお開きください。

歳出でございます。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費は218万1,000円の増額であります。

8ページの説明欄をご覧ください。

事業番号14、学校行事・部活動等運営支援事業費は1,078万2,000円の減額で、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会観戦事業の中止に伴い、関連する事業費を減額するものであります。

事業番号17、情報教育推進事業費は215万5,000円の増額です。GIGAスクールの実施に伴い、各学校のパソコン教室の物品を処分するための費用を計上するものであります。

事業番号20、新型コロナウイルス感染症対策事業費は1,080万8,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、移動教室、修学旅行を中止したことによる解約手数料を計上するものであります。

9、10ページをお開きください。

2項小学校費、1目学校管理費のうち、事業番号3、新型コロナウイルス感染症対策事業費は1,143万3,000円の増額で、主に小学校における水道蛇口自動水栓

化工事のための費用を計上するものであります。

その下、3項中学校費、1目学校管理費のうち、事業番号3、新型コロナウイルス感染症対策事業費は575万円を増額するもので、主に中学校における水道蛇口自動水栓化工事のための費用を計上するものであります。

学校教育部関係は以上でございます。

○真如教育長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 続きまして、社会教育部の説明をさせていただきます。

歳入のご説明になりますので、3ページにお戻りいただきたいと思えます。3ページでございます。

16款都支出金、2項都補助金、8目教育費都補助金、5節保健体育費補助金、右のページに行きまして、一番下です。社会教育課、スポーツ振興等事業費補助金は196万4,000円の減額であります。新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、当該補助金を申請する予定でありました事業が一部中止となりました。そこで、中止となりました事業の歳出経費を減額補正いたしましたことから、このことに伴う補助金分につきましても減額するものであります。

続きまして、歳出のご説明をいたしますので、9ページにお進みください。9ページでございます。

10款教育費、4項社会教育費は4,157万2,000円を増額、その下、1目社会教育総務費は47万8,000円の減額、右のページに行きますが、下のほうですけれども、事業番号6、市民文化祭事業費は174万7,000円の減額であります。内容であります。新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして市民文化祭を中止いたしましたことから、準備等に要しました必要経費を除き、50万円を超える不用額を減額するものであります。

続きまして、11ページをお願いいたします。

2目公民館費は3,332万3,000円を増額であります。

右のページに行きまして、事業番号1、中央公民館事業費、12節委託料は3,000円を増額であります。内容であります。新聞非購読者の増加によりまして、こうみんかんだよりの市報折込委託料の不足が見込まれることから増額をするものであります。

その下、事業番号7、新型コロナウイルス感染症対策事業費は3,332万円の計上であります。

10節需用費では、自動アルコール噴射機をはじめ、抗菌仕様の机や椅子の購入で1,337万2,000円、14節工事請負費では、中央公民館と蔵敷公民館のトイレの改修等で902万4,000円、17節備品購入費では、令和4年度に繰り越して購入する机のために1,092万4,000円を計上いたしました。

続きまして、その下、3目図書館費は391万5,000円の増額であります。

事業番号1、中央図書館管理費、10節需用費、⑥修繕料は30万6,000円の増額であります。内容であります。中央図書館の1階及び2階のトイレの手洗い場と洋式トイレの配管におきまして、経年劣化による水漏れ等が生じておりますことから修繕に必要な経費を計上いたしました。

続きまして、その下、事業番号2、中央図書館事業費、12節委託料、図書館システム修正委託料は31万1,000円の計上であります。内容であります。現在の図書館システムは、マイクロソフト社のインターネットエクスプローラーというブラウザ上で動作するようになっておりますが、そのサポートが令和4年6月をもって終了することとなったため、図書館システムをマイクロソフト社のマイクロソフトエッジという後継のブラウザで動作するよう移行する必要性が生じました。その移行作業には、専門知識と技術のある業者による作業が必須なため、必要な作業委託費を計上するものであります。

続きまして、14ページをお願いいたします。一番上です。

事業番号5、新型コロナウイルス感染症対策事業費は329万8,000円の計上であります。

10節需用費では、非接触型検温機能つきエチケットウォッシャーをはじめ、飛沫感染防止用パーティションや抗菌仕様の机や椅子の購入で248万4,000円、17節備品購入費では、令和4年度に繰り越して購入をいたします机やスチールパーティションのために81万4,000円を計上いたしました。

続きまして、その下、4目郷土博物館費、事業番号3、新型コロナウイルス感染症対策事業費は481万2,000円の計上であります。内容であります。10節需用費、①消耗品費では、抗菌仕様のデスクマットや消毒液スタンドの購入費として31万7,000円、17節備品購入費では、空気清浄機や椅子などの購入費として449万5,000円を計上いたしました。

続きまして、その下、5項保健体育費は356万6,000円の増額、その下、1目保健体育総務費、右のページに行きまして、事業番号3、スポーツ振興事業費は

344万8,000円の減額であります。内容でありますが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い各種スポーツイベントを中止いたしましたことから、準備等に要しました必要経費を除き、50万円を超える不用額を減額するものであります。

続きまして、その下、2目体育施設費、事業番号2、新型コロナウイルス感染症対策事業費は701万4,000円の計上であります。内容は大きく2件ございます。

1件目は、市民体育館におけます新型コロナウイルス感染症対策に伴う経費でありまして、10節需用費、①消耗品費では、消毒液スタンドや飛沫対策パーティション等の購入費といたしまして385万3,000円、17節備品購入費では、空気清浄機や抗菌仕様の机や椅子の購入として300万5,000円を計上いたしました。

2件目は、21節補償、補填及び賠償金は15万6,000円の増額であります。令和3年10月1日から24日までの間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために市民体育館の利用制限を行いましたことから、受託者が被った損害、損失を補償するための経費を増額するものであります。

最後に15ページをお開きください。

補正予算による債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書をご覧ください。

表がありまして、2つ目の桜が丘図書館及び清原図書館の指定管理委託であります。内容であります。令和3年度から令和8年度までの期間において、桜が丘図書館及び清原図書館の管理運営業務を請け負う指定管理者との間で2億7,964万円を限度額とする支出予定を設定するものであります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。よろしいですか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第3号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、さよう決めます。

◎日程第5 第21号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育
機関職員の任免について

○真如教育長 日程第5、第21号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免については、人事案件であることから会議を非公開としたいと思いますが、これに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○真如教育長 ありがとうございます。

賛成者全員。よって会議は非公開といたします。

さらに、本案の会議録及び会議資料の取扱いにつきましてもお諮りいたします。本案の会議録及び会議資料につきましても非公開としたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、そのように取扱いをいたします。

ここで関係者以外の退場を求めます。

(一部執行部退室)

(この間非公開)

ここで会議の非公開を解きます。退場者の入場を認めます。

(一部執行部入室)

◎日程第6 第22号議案 東大和市立学校学校医の解嘱について

◎日程第7 第23号議案 東大和市立学校学校医の委嘱について

○真如教育長 日程第6、第22号議案 東大和市立学校学校医の解嘱について、日程第7、第23号議案 東大和市立学校学校医の委嘱について、以上2件は関連がありますので、一括して議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○矢吹学校教育部長 ただいま議題となりました第22号議案 東大和市立学校学校

医の解嘱について及び第23号議案 東大和市立学校学校医の委嘱についてにつきまして、一括して提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

第22号議案及び第23号議案ともに、第七小学校、第八小学校及び第一中学校の学校医の交代に関するものであります。

第七小学校、第八小学校及び第一中学校の学校医である岡本晴彦氏、有山序子氏及び高橋順氏から一身上の都合により、任期途中での辞職願が提出されましたことから、岡本氏につきましては第七小学校を、有山氏につきましては第八小学校を、高橋氏につきましては第一中学校を令和4年3月31日付で解嘱することとし、後任に高山圭氏を新たに委嘱するものであります。

任期につきましては、残任期間であります令和4年4月1日から令和5年3月31日までであります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第22号議案 東大和市立学校学校医の解嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、さよう決めます。

引き続きお諮りいたします。

第23号議案 東大和市立学校学校医の委嘱について、本件を承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、さよう決めます。

◎日程第8 第24号議案 東大和市立学校学校歯科医の委嘱について

○真如教育長 日程第8、第24号議案 東大和市立学校学校歯科医の委嘱について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○矢吹学校教育部長 ただいま議題となりました第24号議案 東大和市立学校学校歯科医の委嘱についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

現在委嘱しております学校歯科医の任期が令和4年3月31日で満了いたしますことから、新たに令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間の任期で委嘱するものであります。

委嘱する学校歯科医の方々は、名簿のとおりであります。名簿の中で、第二小学校の清野麻衣子を除いて再任となっております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。よろしいですか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第24号議案 東大和市立学校学校歯科医の委嘱について、本件を承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、さよう決めます。

◎日程第9 第25号議案 東大和市立学校学校薬剤師の委嘱について

○真如教育長 日程第9、第25号議案 東大和市立学校学校薬剤師の委嘱について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○矢吹学校教育部長 ただいま議題となりました第25号議案 東大和市立学校学校薬剤師の委嘱についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

現在委嘱しております学校薬剤師の任期が令和4年3月31日で満了いたします

ことから、新たに令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間の任期で委嘱するものであります。

委嘱する学校薬剤師の方々は、名簿のとおりであります。名簿の中で、第八小学校の日並梨奈氏及び第五中学校の庄籠綾子氏を除いて再任となっております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

内野委員。

○内野委員 学校薬剤師さんはどのようなときにご相談されたりするのか、教えてくださいいただけますか。

○真如教育長 総務課長。

○斎藤教育総務課長 学校薬剤師さんの主な業務でございますが、学校の保健衛生の一部でもございまして、毎年お願いしているのは水道水の検査とか、あと学校の基準といたしまして、教室、机とか黒板の明るさ、そういったものも併せて検査をしていただいております。

以上でございます。

○内野委員 ありがとうございます。

○真如教育長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第25号議案 東大和市立学校学校薬剤師の委嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、さよう決めます。

◎日程第10 第26号議案 組織改正に伴う関係教育委員会規則の整理等に関する規則

○真如教育長 日程第10、第26号議案 組織改正に伴う関係教育委員会規則の整理等に関する規則について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○矢吹学校教育部長 ただいま議題となりました第26号議案 組織改正に伴う関係教育委員会規則の整理等に関する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和4年4月1日に予定しております組織改正に伴いまして、関連する8件の規則を一括して一部改正するものであります。

それでは、議案資料の新旧対照表をご覧ください。

網かけがあるところが今回改正を行う箇所、左側が現行条文、右側が改正案であります。いずれも組織改正に伴う組織名称の変更によるものであるため、一括してご説明申し上げます。

内容につきましては、社会教育部社会教育課を教育部生涯学習課に変更し、社会教育課長を生涯学習課長に、学校教育部給食課を教育部教育総務課に変更し、給食課長を教育総務課長に、学校教育部教育指導課を教育部教育指導課に改正するものであります。

9ページをお開きください。

東大和市教育センター設置規則につきましては、所長をセンター長に改正するものであります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第26号議案 組織改正に伴う関係教育委員会規則の整理等に関する規則について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、さよう決めます。

ここで5分間休憩をいたします。

午後 2時57分休憩

午後 3時03分再開

○真如教育長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を開催いたします。

◎日程第 1 1 第 2 7 号議案 東大和市教育委員会公印規程の一部を
改正する規程

○真如教育長 日程第11、第27号議案 東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○矢吹学校教育部長 ただいま議題となりました第27号議案 東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和4年4月1日に予定しております組織改正に伴いまして、公印の廃止及び名称変更を行う必要が生じたことから、一部を改正するものであります。

それでは、議案資料の新旧対照表をご覧ください。

網かけがあるところが今回改正を行う箇所、左側が現行条文、右側が改正案であります。

2 ページをお開きください。

別表第1内の9項につきまして、組織名称の変更に伴い、教育委員会学校教育部長之印を教育委員会教育部長之印に変更するものであります。

その下、10項及び11項につきましては、部の統合及び給食課の廃止に伴い、公印を廃止するものであります。

また、10項及び11項の廃止に伴い、12項以降につきまして項を繰り上げるものであります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。よろしいですか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第27号議案 東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第12 第28号議案 東大和市立学童保育所条例施行規則

○真如教育長 日程第12、第28号議案 東大和市立学童保育所条例施行規則について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○矢吹学校教育部長 ただいま議題となりました第28号議案 東大和市立学童保育所条例施行規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和4年4月1日に予定しております組織改正に伴いまして、教育委員会に委任される事務に係る東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例案を令和4年第1回東大和市議会定例会に議案提出し、議決をいただいたため、従来の施行規則を廃止し、教育委員会規則として新たに制定するものであります。

それでは、議案資料をご覧ください。

第1条につきましては、趣旨規定であり、東大和市立学童保育所条例の施行について、必要な事項を定めるものとするものであります。

第2条につきましては、各学童保育所の支援単位ごとの基準定員について、別表1を基本として定めるものであります。

第3条につきましては、学童保育所に入所できる基準を定める規定で、別表第2を適用するものであります。

第4条につきましては、入所することができない児童について定めるものであります。

第5条から第7条につきましては、学童保育所の入所の申請、承認、延長学童保育の利用申請等について定めるものであります。

第8条から第10条につきましては、学童保育所の育成料及び延長育成料について定めるものであります。

第11条から第12条につきましては、間食費及び間食費の不還付について定めるものであります。

第13条から第14条につきましては、学童保育所育成料等の納付、還付申請等について定めるものであります。

第15条につきましては、学童保育所の退所等の届出について定めるものであります。

第16条につきましては、学童保育所入所等の取消しについて定めるものであります。

第17条につきましては、申請書に添付する書類の省略について定めるものであります。

第18条につきましては、委任について定めるものであります。

附則第1項につきましては、規則の施行日を令和4年4月1日とするものであります。

附則第2項につきましては、経過措置に関する規定で、廃止前の規則の規定により行われた申請等については、この規定により行われた申請等とみなすものとするものであります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。よろしいですか。

(発言する者なし)

○真如教育長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第28号議案 東大和市立学童保育所条例施行規則について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、さよう決めます。

◎日程第13 第29号議案 東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

○真如教育長 日程第13、第29号議案 東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○矢吹学校教育部長 ただいま議題となりました第29号議案 東大和市教育委員会

教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和4年4月1日に予定しております組織改正に伴いまして、一部を改正するものであります。

それでは、議案資料の新旧対照表をご覧ください。

網かけがあるところが今回改正を行う箇所、左側が現行条文、右側が改正案であります。

第4条（教育長の専決）につきましては、第1項第7号に学童保育所の入所の承認等並びに育成料等の徴収等に関することの文言を追加するものであります。

第8号につきましては、第7号の追加に伴い、号番号を修正するものであります。

第2項につきましては、前項第8号の号番号の変更に伴い修正するものであります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

（発言する者なし）

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第29号議案 東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について、本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○真如教育長 ご異議なしと認め、さよう決めます。

◎日程第14 第30号議案 東大和市立児童館条例施行規則

○真如教育長 日程第14、第30号議案 東大和市立児童館条例施行規則について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○矢吹学校教育部長 ただいま議題となりました第30号議案 東大和市立児童館条例施行規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和4年4月1日に予定しております組織改正に伴いまして、教育委員会に委任される事務に係る東大和市立児童館条例の一部を改正する条例案を令和4年第1回東大和市議会定例会に議案提出し、議決をいただいたため、従来の施行規則を廃止し、教育委員会規則として新たに制定するものであります。

それでは、議案資料をご覧ください。

第1条につきましては、趣旨規定であり、東大和市立児童館の施行について、必要な事項を定めるものであります。

第2条につきましては、児童館を利用するに当たり、事前に登録の届出をすることを定めるものであります。

第3条から第4条につきましては、登録届の保管、有効期間等について定めるものであります。

第5条につきましては、取消し等の届出について定めるものであります。

第6条につきましては、利用者が児童館を利用する際の手続について定めるものであります。

第7条につきましては、児童館の利用を制限する場合に書面でその旨を通知することを定めるものであります。

第8条につきましては、児童館利用者及びその保護者の遵守事項について定めるものであります。

附則第1項につきましては、規則の施行日を令和4年4月1日とするものであります。

附則第2項につきましては、経過措置に関する規定で、廃止前の規則の規定により行われた届出については、この規定により行われた届出とみなすものとするものであります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第30号議案 東大和市立児童館条例施行規則について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第15 第31号議案 東大和市立児童館処務規程

○真如教育長 日程第15、第31号議案 東大和市立児童館処務規程について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○矢吹学校教育部長 ただいま議題となりました第31号議案 東大和市立児童館処務規程につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和4年4月1日に予定しております組織改正に伴いまして、教育委員会に委任される事務のうち東大和市立児童館に係る事務について、従来の東大和市立児童館処務規程を廃止し、教育委員会における訓令として新たに制定するものであります。

それでは、議案資料をご覧ください。

第1条につきましては、当該規程の趣旨を定めるものであります。

第2条につきましては、児童館の所掌事務を定めるものであります。

第3条につきましては、職員に係る規程について定めるものであります。

第4条につきましては、児童館職員の職責を定めるものであります。

第5条につきましては、委任について定めるものであります。

附則第1項につきましては、規則の施行日を令和4年4月1日とするものであります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第31号議案 東大和市立児童館処務規程について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第16 第32号議案 令和4年度東大和市学校運営協議会委員の任命について

○真如教育長 日程第16、第32号議案 令和4年度東大和市学校運営協議会委員の任命について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部参事。

○小野学校教育部参事兼教育指導課長 ただいま議題となりました第32号議案 令和4年度東大和市学校運営協議会委員の任命についてご説明いたします。

東大和市学校運営協議会規則第9条により、協議会の委員は、協議会を設置する学校長の推薦に基づき教育委員会が任命することになっております。また、任期は1年とし、再任を妨げないとしております。

このたび、令和4年4月から新たに協議会を設置する東大和市立第三小学校、第四小学校、第六小学校、第三中学校の4校に、既に実施済みの8校と合わせまして、計12校の学校長から学校運営協議会委員の推薦があった128名に対し任命を予定するものであります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。よろしいですか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第32号議案 令和4年度東大和市学校運営協議会委員の任命について、本件を承認とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第17 第33号議案 東大和市立学校産業医の委嘱について

○真如教育長 日程第17、第33号議案 東大和市立学校産業医の委嘱について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部参事。

○小野学校教育部参事兼教育指導課長 ただいま議題となりました第33号議案 東大和市立学校産業医の委嘱についてにつきましてご説明を申し上げます。

本件は、東大和市立学校産業医2名（第一中学校産業医、市立学校衛生運営委員会産業医）の任期満了に伴う更新の手続を行うものであります。

委嘱するに当たりましては、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第11号により教育委員会の議決を経て、教育長が行うとされております。このことから今回提案させていただくものであります。

委嘱する産業医につきましては、別紙、東大和市立学校産業医候補者の2名であり、昨年度に委嘱させていただいた同様の産業医の更新手続となります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

（発言する者なし）

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第33号議案 東大和市立学校産業医の委嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○真如教育長 ご異議なしと認め、さよう決めます。

◎日程第18 第34号議案 東大和市就学支援委員会規程の一部を改正する規程

○真如教育長 日程第18、第34号議案 東大和市就学支援委員会規程の一部を改正する規程について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部参事。

○小野学校教育部参事兼教育指導課長 ただいま議題となりました第34号議案 東大和市就学支援委員会規程の一部を改正する規程につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和4年4月1日に予定しております組織改正に伴いまして、東大和市就学支援委員会規程の一部を改正するものであります。

内容につきまして、教育委員会学校教育部教育指導課を教育委員会教育部教育指導課に改正するものであります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第34号議案 東大和市就学支援委員会規程の一部を改正する規程について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、さよう決めます。

◎日程第19 第35号議案 東大和市民会館条例施行規則

○真如教育長 日程第19、第35号議案 東大和市民会館条例施行規則について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

社会教育部長。

○小俣社会教育部長 ただいま議題となりました第35号議案 東大和市民会館条例施行規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本規則は、令和4年4月1日付組織改正に伴い、東大和市民会館に関する事務分掌が市長部局から教育委員会に移管されることに伴い、教育委員会規則を制定するものであります。

内容につきましてご説明申し上げます。

第1条は、趣旨規定で、東大和市民会館条例の施行について、必要な事項を定めるものであります。

第2条から第7条までは、市民会館の利用の申請、承認、変更、連続利用期間等を定めた手続規定であります。

第8条は、指定管理者が教育委員会の承認を得て附属設備等の利用料金を定め

る場合の限度額を定める規定で、別表第2を適用するものであります。

第9条は、利用料金を還付する場合の額の割合及び還付請求の手続を定めた規定であります。

第10条は、承認した施設及び附属施設等の利用を取り消す場合の手続を定めた規定であります。

第11条は、利用者が施設もしくは附属設備等に特別の設備を施し、または附属設備以外の器具を使用する場合の手続を定めた規定であります。

第12条は、市民会館の利用時間を延長する場合の手続規定であります。

第13条は、指定管理者が市民会館の休館日に業務を行おうとする場合の規定であります。

第14条は、市民会館への入館の制限等を定めた規定であります。

第15条は、市民会館の利用者が遵守すべき事項を定めた規定であります。

第16条は、市民会館における禁止事項を定めた規定であります。

第17条は、指定管理者を公募しない場合を定めた規定であります。

第18条から第20条までは、指定管理者の指定の手続を定めた規定であります。

第21条は、指定管理者からの毎月の指定管理業務及び経理の状況の報告期限を定めた規定であります。

第22条は、指定管理者の指定を取消し、または業務の全部もしくは一部の停止を命じる場合の通知に関する規定であります。

第23条は、市民会館の管理を教育委員会で行う場合における東大和市民会館条例の読替規定であります。

第24条は、市民会館の管理を教育委員会で行う場合の利用の手続に関する規定であります。

第25条は、委任の規定であります。

附則第1項は、規則の施行日を令和4年4月1日とするものであります。

附則第2項は、経過措置に関する規定で、廃止前の規則の規定により行われた申請等で本規則の施行日以後の利用に係るものについては、この規定により行われた申請等とみなすものとするものであります。

別表につきましてご説明申し上げます。

別表第1は、施設利用申請の受付期間を定めたものであります。

別表第2は、附属設備等の利用料金限度額を定めたものであります。

最後に、様式につきましてご説明申し上げます。

第1号様式は、指定管理者の指定を受けようとするときに用いる様式で、東大和市民会館指定管理者指定申請書を定めたものであります。

第2号様式は、指定管理者を指定したときに用いる様式で、東大和市民会館指定管理者指定通知書を定めたものであります。

第3号様式は、指定管理者の指定を取消し、または業務の全部もしくは一部の停止を命じるときに用いる様式で、東大和市民会館指定管理者指定取消等通知書を定めたものであります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第35号議案 東大和市民会館条例施行規則について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、さよう決めます。

ここで5分間休憩いたします。よろしくお願ひします。

午後 3時36分休憩

午後 3時41分再開

○真如教育長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

◎日程第20 その他報告事項

○真如教育長 日程第20、その他報告事項を行います。

報告をお願いいたします。

教育総務課長。

○斎藤教育総務課長 それでは、その他報告事項につきましてご説明申し上げます。

その他報告(1) 東大和市立小学校通学路における防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の一部を改正する要綱(案)についてから(26) 令和4年度東大和

市ランドセル来館事業実施要綱（案）についてにつきましては、要綱に関する報告でありますことから、幾つかの種類に分け私のほうから一括でご説明申し上げます。

なお、詳細につきましては、各要綱案等を添付してございますので、ご確認いただければと思います。

初めに、資料その他報告（１）をご覧ください。

東大和市立小学校通学路における防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の一部を改正する要綱（案）についてでございますが、こちらは資料として新旧対照表をつけてございます。内容といたしましては、令和３年度に新たに20台の防犯カメラを設置したことから、関係する条項等の一部改正を行うものでございます。

続きまして、資料その他報告（２）をご覧ください。

こちらは子ども支援員派遣事業実施要項の一部を改正する要項（案）でございますが、こちら資料として新旧対照表をつけてございます。内容といたしましては、通常の学級で特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対しまして派遣する子ども支援員につきまして、対象者や支援員の活動時間の変更を行うものでございます。

続きまして、資料その他報告（３）をご覧ください。

第三次東大和市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱（案）でございますが、第三次東大和市子ども読書活動推進計画を策定する委員会を設置し、委員といたしましては、委員長に教育部長、委員に子ども未来部子ども家庭支援センター長、子ども未来部副参事（狭山保育園長）、健幸いきいき部健康推進課長、教育部青少年課長、教育部教育総務課長、教育部指導担当課長（統括指導主事）、教育部生涯学習課長、教育部中央公民館長とするものでございます。

次に、資料その他報告（４）をご覧ください。

その他報告（４）東大和市青少年問題協議会条例施行規則の一部改正についてでございますが、こちらは事務局である青少年課が教育委員会に移管されたことにより、当該箇所を改正するものでございます。

２ページおめくりください。

続きまして、資料その他報告（５）から資料その他報告（９）までにつきましては、組織改正に伴い青少年課が所管する事務の要綱を定めるものであります。原則として現在の令和３年度の時点の要綱から内容の大きな変更はございません。

部署名等の変更を行うものでございます。

それでは、ご説明申し上げます。

資料その他報告（５）をご覧ください。

東大和市放課後児童健全育成事業に係る届出に関する要綱（案）は、放課後児童健全育成事業、学童保育所などを行う事業者の届出内容を定めたものでございます。

次に、５ページおめくりください。

資料その他報告（６）になります。

資料その他報告（６）東大和市民間学童保育所施設整備費補助金交付要綱（案）は、社会福祉法人が市内に新たに開設する民間学童保育所に関して、経費の一部を補助する際の対象事業、額、手続方法などの詳細を定めたものでございます。

次に、14ページおめくりください。

その他報告資料の（７）になります。

その他報告資料（７）東大和市青少年対策地区連絡協議会補助金交付要綱（案）は、青少年の健全な育成を図るための事業を行う青少年対策地区連絡協議会に対して交付する補助金の対象事業、額、手続方法などの詳細を定めたものでございます。

続きまして、８ページおめくりください。

資料その他報告（８）でございます。

資料その他報告（８）東大和市放課後子ども教室実施要綱（案）は、放課後に子どもたちの安心・安全で健やかな居場所づくりを推進するため、学校や地域と連絡を図りながら、勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等を行う放課後子ども教室の対象者、活動内容、配置人員などの詳細を定めたものでございます。

続きまして、３ページおめくりください。

資料その他報告（９）でございます。

東大和市放課後子ども教室謝金支払要領（案）でございますが、放課後子ども教室実施要綱で定めるコーディネーター、セーフティサポーター、学習アドバイザー、ボランティア指導員の活動時間及び謝金の額などを定めたものでございます。詳細につきましては、添付の資料をご覧ください。

続きまして、これからご説明します資料その他報告（10）から（17）までにつ

きましては、組織改正による部や課の名称変更に伴う一部改正を行うもので、社会教育部社会教育課を教育部生涯学習課に変更し、社会教育課長を生涯学習課長に、学校教育部給食課を教育部教育総務課に、給食課長を教育総務課長に、学校教育部教育指導課を教育部教育指導課に、所長をセンター長に改正するものであります。

対象となる要綱につきましては、資料その他報告（10）東大和市立小・中学校使用教科用図書採択要綱の一部を改正する要綱（案）。3ページおめくりください。資料その他報告（11）東大和市サポートルーム運営要項の一部を改正する要項（案）。4ページおめくりください。資料その他（12）東大和市さわやか教育相談室運営要項の一部を改正する要項（案）。2ページおめくりください。資料その他報告（13）東大和市公立学校支援ネットワーク会議設置要項の一部を改正する要項（案）。2ページおめくりください。資料その他報告（14）スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項（案）。2ページおめくりください。資料その他報告（15）になります。東大和市学校給食センター給食費に関する監査事務要綱の一部を改正する要綱。さらに2ページおめくりください。資料その他報告（16）になります。東大和市学校給食センター給食費取扱い要綱の一部を改正する要綱（案）。さらに2ページおめくりください。資料その他報告（17）東大和市立郷土博物館資料複写サービス要綱の一部を改正する要綱、以上の8件の要綱が対象となっております。

続きまして、資料その他報告（18）をお開きください。

資料その他報告（18）から（26）までにつきましては、単年度要綱であり、いずれにおきましても要綱の趣旨や内容に変更はなく、前年度の要綱に年度のみを変更して定めるものでございます。

対象となる要綱につきましてご説明申し上げます。

まず、その他報告（18）令和4年度東大和市外国人学校児童・生徒保護者負担軽減事業補助金交付要綱（案）についてでございますが、外国人学校小・中学校相当に在学している児童・生徒の保護者に対し、申請により補助金を交付するものでございます。

2ページおめくりください。

その他報告（19）でございます。令和4年度東大和市スクール・サポート・スタッフ設置要綱（案）についてでございますが、こちらは学校に勤務し校長の指

揮監督を受けて、資料の印刷、授業準備の補助、その他教員の業務支援を行うスクール・サポート・スタッフの任用等の詳細を定めたものでございます。

続きまして、2ページおめくりください。

その他報告（20）でございます。令和5年度東京都立高等学校等入学選抜にかかわる成績一覧表調査委員会設置要綱（案）についてでございますが、こちらは各中学校における成績一覧表等の調査を行う委員会について、設置期間、調査内容などの詳細を定めたものでございます。

続きまして、2ページおめくりください。

その他報告（21）令和4年度東大和市中学校部活動指導員設置要綱（案）についてでございますが、こちらは中学校部活動指導員の設置に当たり、任用の条件、期間、手続方法などの詳細を定めたものでございます。

続きまして、3ページおめくりください。

その他報告（22）令和4年度放課後等学習支援事業（地域未来塾）実施要綱（案）についてでございますが、こちらは放課後や土曜日、長期休業日等を利用して行う学習支援について、実施内容、対象者、指導員等の配置、謝礼などの詳細を定めたものでございます。

1枚おめくりください。

その他報告（23）令和4年度東大和市学校マネジメント強化事業実施要綱（案）についてでございますが、こちらは学校に配置する副校長補佐の任用について、基準、職務、報酬などの詳細を定めたものでございます。

2ページおめくりください。

その他報告事項（24）令和4年度東大和市社会教育関係団体連合体補助金交付要綱（案）についてでございますが、こちらは社会教育関係団体連合体に対する補助金の補助対象団体、補助総額、補助の手続などの詳細を定めたものでございます。

4ページおめくりください。

その他報告事項（25）令和4年度東大和市民間学童保育所運営費補助金交付要綱（案）についてでございますが、こちらは社会福祉法人等の事業者が実施する放課後児童健全育成事業に要する経費の一部を予算の範囲内において補助する際の対象者、額、手続方法などの詳細を定めたものでございます。

ここから21ページお開きください。本日のつづりで後ろから5枚目になります。

その他報告事項（26）になります。

その他報告事項（26）令和4年度東大和市ランドセル来館事業実施要綱（案）につきましては、保護者の就労その他の理由により、放課後等において適切な保護者の保育を受けられない児童の安全確保及び健全育成事業、ランドセル来館事業の対象者、利用時間、手続方法の詳細を定めたものでございます。

以上の9件が単年度要綱でございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑がありましたら、ご発言をお願いいたします。

（発言する者なし）

○真如教育長 それでは、一応ざっと目を通していただきましたけれども、あとのご自宅をお願いします。たくさんありますので、よろしくお願いします。

それでは、質疑を終了いたします。

◎閉会の辞

○真如教育長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和4年第3回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 4時00分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会教育長 真如 昌美

会議録署名委員 岩田 圭子